第二十条の十の三の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十二条の十二の七第七項第一号」を「第四十二条の十二の六第三項第一号」に、「第五項及び第七項」を「第三項及び第五項」に、「第四十二条の十二の七第七項に」を「第四十二条の十二の六第三項に」に、「第五項に」を「第三項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第四十二条の十二の七第七項第二号」を「第四十二条の十二の六第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三項」を「第一項」に、「第四十二条の十二の七第十項第一号」を「第四十二条の十二の六第六項第一号」に、「第四十二条の十二の七第十項に」を「第四十二条の十二の六第六項に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の六第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法第四十二条の十二の六第十項及び第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項又は第二項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載された産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書を含む。以下この項において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。）の写しとする。

第二十条の十の三第八項を削り、同条を第二十条の十の二とする。

第二十条の十六第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　施行令第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業とする。

第二十条の二十二第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」を「物資の流通の効率化に関する法律施行規則」に改める。

第二十条の二十三第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同条第六号中「法第五十二条の三第五項に規定する耐用年数等」を「耐用年数省令に定める耐用年数」に改める。

第二十一条の十二第三項中「第三十三条の二第十八項」を「第三十三条の二第十九項」に改める。

第二十一条の十七第三項第一号イ及び第二号ハ中「第二条第七項」を「第二条第十項」に改める。

第二十一条の十七の二を第二十一条の十七の三とし、第二十一条の十七の次に次の一条を加える。

（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）

**第二十一条の十七の二**　施行令第三十五条の三第一項に規定する財務省令で定める研究開発は、同項の特定特許権等に係る産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（令和七年経済産業省令第十八号）第四条第一項第一号ロ又は第二号ロの研究開発とする。

2　施行令第三十五条の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる特許権譲渡等取引（当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等（法第五十九条の三第二項第二号に規定する特定特許権等をいう。第一号及び第二号において同じ。）が他の特許権譲渡等取引（施行令第三十五条の三第二項第二号に規定する他の特許権譲渡等取引をいう。第一号及び第二号において同じ。）に係るものに該当する場合における当該特許権譲渡等取引に限る。）に係る次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額その他の合理的な方法により計算した金額とする。

一　施行令第三十五条の三第二項第二号イからハまでに掲げる額（同号ハに掲げる額のうち当該特許権譲渡等取引又は当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引に伴い支払う費用の額を除く。）として当該対象事業年度（法第五十九条の三第一項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額　当該金額に取引数（当該特許権譲渡等取引及び当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引の数をいう。以下この号において同じ。）から一を控除した数が取引数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　施行令第三十五条の三第二項第二号ハからトまでに掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（前号に掲げる金額を除く。以下この号において「損金算入額」という。）　当該損金算入額にイに掲げる金額がイ及びロに掲げる金額の合計額のうちに占める割合（当該合計額が零である場合には、前号に規定する割合）を乗じて計算した金額（同項第二号ハに掲げる額のうち当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引のみに伴い支払う費用の額にあつては、当該損金算入額）

イ　当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引（当該他の特許権譲渡等取引に関して施行令第三十五条の三第二項第二号ハの費用、同号ニ若しくはホの使用料、同号への保険料又は同号トの費用が生じたものに限る。）に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額の合計額

ロ　当該特許権譲渡等取引に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額

3　施行令第三十五条の三第二項に規定する財務省令で定める金額は、当該法人の当該対象事業年度前の各事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始し、かつ、法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度後の各事業年度に限る。以下この項及び第五項において「不適用事業年度」という。）に係る控除対象繰越損失額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額が零に満たないときのその満たない部分の金額をいう。）に、当該法人の対象特許権譲渡等取引（施行令第三十五条の三第二項の当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）に係る法第五十九条の三第一項第一号イ⑶に掲げる金額に対する当該対象特許権譲渡等取引に係る同号イ⑵に掲げる金額の割合（当該対象特許権譲渡等取引に係る同号イ⑶に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額とする。

一　当該不適用事業年度において法第五十九条の三第一項第一号イに掲げる場合に該当する場合　当該法人が当該不適用事業年度において行つた同号イに規定する特許権譲渡等取引（以下この条において「特許権譲渡等取引」という。）ごとに、当該特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額（特許権譲渡等取引に係る収益の額としてその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から施行令第三十五条の三第二項各号に掲げる当該特許権譲渡等取引の区分に応じ当該各号に定める金額を減算した金額をいう。以下この条において同じ。）に当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額を合計した金額

二　当該不適用事業年度において法第五十九条の三第一項第一号ロに掲げる場合に該当する場合　当該法人が当該不適用事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額の合計額に当該不適用事業年度における同号ロに規定する割合を乗じて計算した金額